様式第19号（その１）（第15条関係）

定期報告書

　　　年　　　月　　　日

報告者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　 　　 氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の役職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電子メール

　　福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第19条第１項の規定により、下記のとおり報告いたします。

１．施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　容 |
| 事業責任者(運営会社) | 商号または名称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 事務所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 維持管理者 | 商号または名称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 事務所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ※ | 商号または名称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 事務所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ※ | 商号または名称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 事務所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 設置許可年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 管理番号 | 第　　　　　号 |
| 再生可能エネルギー発電施設の名称 |  |
| 再生可能エネルギー発電施設の区分 | 太陽光発電施設　　　風力発電施設 |
| 設置場所（代表地番） |  |
| 敷地面積／地目 | ㎡ | 地目： |
| 発電出力 | ｋＷ |
| 添付書類 | □点検等に係る報告書の写し□撤去費用の確保状況を示す書類□その他市長が必要と認める書類 |

※　発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

２．再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況

|  |
| --- |
|  |

※　維持管理の状況を把握するために必要な書類や写真等を添付すること。

３．点検内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検箇所 | 点検項目 | 点検結果 |
| 適 | 否 |
| 太陽電池モジュール・風車 | 表面に腐食及び著しい破損がないか。 |  |  |
| 著しい変形がないか。 |  |  |
| パワーコンディショナー、ケーブル、配電線管、電力変換装置、変圧器等 | 腐食及び著しい破損がないか。 |  |  |
| 外部配線（接続ケーブル）が損傷していないか。 |  |  |
| 電線管が破損していないか。 |  |  |
| 異常音や異臭はないか。 |  |  |
| 太陽電池モジュールの架台・風車を支持する工作物・基礎の状態 | 腐食及び著しい破損はないか。 |  |  |
| 地盤の沈下は生じていないか。 |  |  |
| 事業区域の状態 | 地盤の崩壊、土砂崩れが発生していないか。 |  |  |
| 地盤の被覆の状態は良好か。 |  |  |
| 著しい浸食は発生していないか。 |  |  |
| 草刈りを行っているか。 |  |  |
| 外部への土砂流出はないか。 |  |  |
| 擁壁に有害な変状が発生していないか。 |  |  |
| 排水側溝は閉塞していないか。 |  |  |
| 柵塀・標識は損壊していないか。 |  |  |
| 不法投棄は発生していないか。 |  |  |
| 調整池を設置している場合、堆積土砂を定期的に除去しているか。 |  |  |
| その他の点検箇所 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　※　必要に応じて、点検箇所や点検項目を追加すること。

４．費用の積立状況

|  |  |
| --- | --- |
| 積立方法 | □　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の撤去費用の積立制度□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）⇒　その他の場合撤去費用の見積額　　　　　　　　円　　　　　これまでの積立額　　　　　　　　円 |

　５．保険加入状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険加入の有無 | 保険の種類 | 加入の有無 |
| 火災保険 | □有　　　□無 |
| 地震保険 | □有　　　□無 |
| 第三者賠償保険 | □有　　　□無 |

※　有の場合は契約書等の写しの添付をお願いします。

６．施設基準への適合状況

⑴　自然環境を保護するための措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通 | ア　事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。 |  |  |
| イ　事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。 |  |  |

⑵　景観を保護するための措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通 | ア　福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。 |  |  |
| イ　再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。 |  |  |
| ウ　再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。 |  |  |
| 太陽光 | エ　太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、模様が目立たないものであること。 |  |  |
| オ　太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和したものとし、低反射のものであること。 |  |  |
| カ　ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合が概ね５割以下であること。 |  |  |

⑶　反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通 | ア　工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。 |  |  |
| イ　再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。 |  |  |
| ウ　パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他パワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。 |  |  |
| エ　再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。 |  |  |
| 太陽光 | オ　太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。 |  |  |
| 風力 | カ　事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。 |  |  |
| キ　テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための必要な措置を講ずること。 |  |  |

⑷　防災上必要な措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通 | ア　再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。 |  |  |
| イ　事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。 |  |  |
| ウ　事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りではない。 |  |  |
| エ　設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。 |  |  |
| オ　設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。 |  |  |
| カ　再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。 |  |  |
| キ　原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないための措置を講ずること。 |  |  |
| ク　原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。 |  |  |
| 太陽光 | ケ　太陽光発電施設が、電気事業法、建築基準法その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。 |  |  |

⑸　造成を行う場合の措置

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| ア　造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和５年５月26日国官参宅第12号５農振第650号５林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。 |  |  |
| イ　擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「盛土規制法政令」という。）第８条の規定に適合するものであること。 |  |  |
| ウ　軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他必要な措置を講ずること。 |  |  |
| エ　地山と盛土部分に滑りが生じないよう、段切りその他必要な措置を講ずること。 |  |  |
| オ　盛土部分の土砂の崩壊防止のため、１層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。 |  |  |
| カ　透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。 |  |  |
| キ　造成によって生じる崖の崖面を風化その他の浸食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。 |  |  |
| ク　鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第９条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定にそれぞれ適合するものであること。 |  |  |
| ケ　排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。 |  |  |

⑹　雨水排水施設等

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| ア　排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。 |  |  |
| イ　事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。 |  |  |
| ウ　事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。 |  |  |
| エ　法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。 |  |  |
| オ　再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。 |  |  |
| カ　原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。 |  |  |

⑺　道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| ア　道路（道路法第３条第１項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。）において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講じること。 |  |  |
| イ　主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として６メートル以上確保されていること。 |  |  |
| ウ　大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。 |  |  |
| エ　事業区域に接する道路の幅員が４メートル未満の場合は、当該道路の幅員が４メートル以上となるように必要な措置を講ずること。 |  |  |

　　⑻　許可条件への適合状況

|  |  |
| --- | --- |
| 許可条件（設置許可及び変更許可の条件） | 適合状況の概要（許可条件への適合状況) |
| 適／不適 | 適合状況（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
|  |  |  |